

事 務 連 絡
平成30年10月12日

訪問介護事業所
（介護予防）訪問入浴介護事業所
（介護予防）訪問看護事業所
（介護予防）訪問リハビリテーション事業所
通所介護事業所
（介護予防）通所リハビリテーション事業所

管理者 様

岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室

介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて
提供する場合の取扱いについて

標題の件について、厚生労働省から「介護保険最新情報 Vol.678」によりその取扱いに係る通知が発出されましたのでお知らせします。

当該通知においては、これまで地方自治体間で差異があった、介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて具体例が示されたものです。

については、取扱いの内容を当該通知により御確認いただき、適切なサービス提供に努めていただきますようお願いいたします。

なお、通所介護等事業所への送迎の前後又は送迎と一体的な保険外サービスの提供について、国土交通省自動車局旅客課より「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」（平成30年3月30日付国自旅第338号）及び「通所介護等に係る送迎に関する道路運送法上の取扱いについて」（平成30年9月28日付事務連絡）が発出されておりますので、併せて御確認願います。

下記に主な留意点をまとめますので御参照ください。

記

1 介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱い共通事項

- (1) 介護保険サービスと保険外サービスを同時一体的に提供することや、特定の介護職員による介護サービスを受けるための指名料や、繁忙期・繁忙時間帯にサービスを受けるための時間指定料として利用者の自費負担による上乗せ料金を徴収することは認めていない。
- (2) 保険外サービスについて別の料金設定をする場合は、①利用者、当該サービスが介

護保険給付の対象とならないサービスであることの理解を得る、②保険外サービスの目的、運営方針、利用料等が介護保険サービスの運営規程とは別に定められている、③会計が介護保険サービスの事業の会計と区分されている場合に差し支えないものとされており、介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合には、さらに、④保険外サービスの提供時間を介護保険サービスの提供時間を含めない、⑤利用者の担当の介護支援専門員に対しサービスの内容や提供時間等を報告し、報告を受けた介護支援専門員が必要に応じてケアプランに記載する、⑥介護保険サービスの利用料とは別に保険外サービスの費用請求をすることを遵守する必要がある。

2 個別事項

(1) 訪問系サービスのサービス提供責任者について

サービス提供責任者については、指定基準上、介護保険サービスへの専従が求められているが、業務に支障がない範囲で保険外サービスにも従事することは可能である。

(2) 道路運送法上の取扱いについて

ア 利用者から直接の負担を求めない場合であっても、訪問介護事業所が行う要介護者の運送（介護給付費が適用される場合）については、有償運送に該当し、許可又は登録を要する。

イ 通所介護等事業所の保有する車両を利用して行う送迎については、通所介護等の一環として行う、機能訓練等として提供するサービスではなく、利用者個人の希望により有償で提供するサービス（保険外）に付随して送迎を行う場合には、有償運送に該当し、許可又は登録を要する。

(3) 通所介護等を提供していない休日や夜間等の保険外サービスの提供について

通所介護等以外の目的で通所介護等事業所の人員・設備を活用する場合は、保険外サービスに関する情報（当該保険外サービスを提供する事業者名、サービス提供時間等）の記録が必要である。

(4) 通所介護等の利用者と保険外サービスの利用者に対して一体的にサービスを提供する場合について

ア 保険外サービスに関する情報（当該保険外サービスを提供する事業者名、サービス提供時間等）の記録が必要である。

イ 同時一体的に利用する双方の利用者の合計数が当該事業所の利用定員の範囲内であり、双方の利用者の合計数に対し、当該事業所の人員基準を満たす職員配置が必要である。（通所介護等事業所で行われる行事に地域住民が参加する等の場合は除く。）

岡山県保健福祉部保健福祉課 指導監査室

TEL : 086-226-7917 Fax : 086-226-7919

E-mail : shidokansa@pref.okayama.lg.jp